

## 令和6年第1回我孫子市農業委員会総会会議録

### 1. 日時場所

令和6年1月12日（月）午後2時00分

我孫子市手賀沼親水広場水の館3階研修室

### 2. 委員の現在数

10名

### 3. 出席委員

1番 正木善昭

2番 大井栄一

3番 中野 栄

4番 三須清一

5番 宮久保 勝

6番 森 茂

7番 川村泉治

8番 根本 博

9番 大炊三枝子

10番 田口 忠

### 4. 出席事務局職員

局長 柏木幸昌

農地係長 遠藤幸廣

主査 富塚隆則

### 5. 会議に付した議案等

#### 審議事項

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積計画（案）の決定について

#### 報告事項

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 農地法第3条の3の規定による届出書について

報告第4号 あっせん譲受等候補者名簿の登録について

報告第5号 千葉県農業会議の諮問に対する回答について

**三須清一会長** ただいまから令和6年第1回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。本日は、委員10名の出席をいただいておりますので、会議規則第8条により会議は成立しております。

はじめに、会議規則第18条第2項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

8番 根本 博委員

9番 大炊 三枝子委員

よろしく願いいたします。

次に、本日の書記には、事務局職員の富塚主査を指名します。

本日の議案について、事務局より説明をお願いします。

**事務局** それでは議案書の目次をお開きください。

本日、ご審議いただく案件は、議案第1号から議案第2号までの合計2議案についてです。

議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」1件、議案第2号「農用地利用集積計画（案）の決定について」新規設定2件、所有権移転3件です。

以上で議案についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**三須清一会長** 以上で、議案についての説明は終わりました。

これより、議事に入ります。

議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」審議したいと思います。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の1ページをお開きください。

議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。

提出日 令和6年1月12日 我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは議案の説明をいたします。議案資料も1ページからとなります。

議案第1号の申請地は、〇〇字〇〇地先の畑3筆、合計面積は492平方メートルを所有権移転するものです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の北西側約550mに位置しています。

位置図は、議案資料の7ページをご覧ください。

譲受人は株式会社リードソリューションで、譲渡人は〇〇の方です。

申請理由は、車両置場を整備するものです。

隣接する農地はありません。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、川村第1調査会長から、調査結果についての報告をお願いします。

**川村泉治調査会長** 議案第1号について、調査結果を報告いたします。

第1調査会で双方の代理人立会いのもと、現地調査を行い審議しました。

申請地は、平坦地で埋立て等も必要がなく、砂利敷きで雨水は敷地内自然浸透処理します。

現地確認では、周辺の農地に影響はないことを確認しました。

当該地についての現地調査での立地基準は、宅地化の状況が住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは、公益的施設が連たんしている程度に達している区域に近接している区域内にある農地で、市街地から500m以内であることから、農地区分は第2種農地と判断いたしました。

以上のことから、第1調査会では、農地法第5条の許可要件である立地基準や一般基準を満たしており、現地調査では隣接土地所有者に支障がない旨確認されたことから、全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

**三須清一会長** これより、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号については原案どおり許可することに決定いたしました。

次に議案第2号「農用地利用集積計画（案）」について審議します。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の2ページをお開きください。

議案第2号「農用地利用集積計画（案）」の決定について」下記のとおり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定により、我孫子市長から、農用地利用集積計画（案）について決定を求められているので、この会の意見を求めます。

提出日 令和6年1月12日 我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは、議案の説明をします。

議案資料は21ページからとなります。

農用地利用集積計画（案）の申請件数は、新規設定2件、所有権移転3件です。

整理番号1番、使用貸借権を新規設定する農地は、〇〇字〇〇〇〇地先の地目畑1筆、面積は163平方メートルです。

権利の設定を受ける者は〇〇〇〇〇〇の農業者で、権利を設定する者は〇〇の方です。

借受期間は5年間、借賃は無償です。

整理番号2番、使用貸借権を新規設定する農地は、〇〇〇字〇〇〇地先の地目畑3筆、合計面積は2,422.02平方メートルです。

権利の設定を受ける者は〇〇の農業者で、権利を設定する者は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は無償です。

整理番号3番、所有権を移転する農地は、〇〇〇地先の地目田1筆、面積は2,081平方メートルです。

権利の設定を受ける者は株式会社飯塚農場で、権利を設定する者は〇〇の方です。

整理番号4番、所有権を移転する農地は、〇〇〇地先の地目田1筆、面積は3,068平方メートルです。

権利の設定を受ける者は〇〇の農業者で、権利を設定する者は〇〇〇〇〇の方です。

整理番号5番、所有権を移転する農地は、〇〇〇地先の地目田5筆、合計面積は11,755平方メートルです。

権利の設定を受ける者は〇〇の農業者で、権利を設定する者は〇〇の方です。  
事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、川村第1調査会長から議案第2号の調査結果についての報告をお願いします。

**川村泉治調査会長** 議案第2号について、調査結果を報告いたします。

整理番号1番の権利の設定を受ける者の経営面積は、借受地を含め約4.05ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間330日、妻が270日です。

トラクター、管理機、農家用軽貨物等を揃えています。

整理番号2番の権利を設定を受ける者の経営面積は、借受地を含め約3.56ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間300日、妻が280日、子が300日、子の妻が100日、母が60日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

整理番号3番の所有権の移転を受ける者の経営面積は、借受地を含め約33.16ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間350日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

整理番号4番、整理番号5番の所有権の移転を受ける者の経営面積は、借受地を含め、約1.7ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間10日、夫も10日、子が250日、子の妻が200日、子の子が30日と10日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

以上の内容をもとに審議しましたところ、第1調査会では、権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律

「令和4年法律第56号」による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の第3項の各要件を満たしていることから、計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との判断に至りました。

以上です。

**三須清一会長** これより、議案第2号「農用地利用集積計画（案）の決定について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。

決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

挙手全員と認め、議案第2号については原案どおり決定することとしました。

続いて報告事項に移ります。事務局報告をお願いします。

**事務局** それでは報告いたします。

報告は、第1号から5号までの5件です。

報告第1号は「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、5件受理しました。

届出事由は、共同住宅敷地が1件、住宅が2件、事業用車輛置場が2件です。

報告第2号は「農地法第18条第6項の規定による通知について」で、1件受理しました。

届出事由は、所有権移転への変更です。

報告第3号は、「農地法第3条の3の規定による届出書について」で、2件受理しました。届出事由は、相続です。

報告第4号は「あっせん譲受等候補者名簿の登録について」で、1件受理しました。

あっせんの状況は買受希望です。

報告第5号は、「千葉県農業会議の諮問に対する回答について（農地法第5条）」で「許可相当と認める」と答申がされました。

以上です。

**三須清一会長** 報告第1号から5号について、何かご意見がありましたら挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了しました。

これをもちまして、令和6年第1回我孫子市農業委員会総会を閉会いたします。